27　新租税特別措置法施行令第四十条の七の四第十七項、第四十条の八第三十四項及び第四十条の八の二第四十一項の規定は、施行日以後に提出する新租税特別措置法施行令第四十条の七の四第十七項、第四十条の八第三十四項又は第四十条の八の二第四十一項の届出書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法施行令第四十条の七の四第十七項、第四十条の八第三十四項又は第四十条の八の二第四十一項の届出書については、なお従前の例による。

28　新租税特別措置法施行令第四十条の八の四第十一項及び新租税特別措置法施行令第四十条の八の七第十五項において準用する新租税特別措置法施行令第四十条の八の四第十一項又は新租税特別措置法施行令第四十条の八の七第十五項において準用する新租税特別措置法施行令第四十条の八の四第十一項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第四十条の八の四第十一項又は旧租税特別措置法施行令第四十条の八の七第十五項において準用する旧租税特別措置法施行令第四十条の八の四第十一項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

29　新租税特別措置法施行令第四十条の八の二第三項から第五項までの規定は、施行日以後にこれらの規定により提出する申告書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第三項から第五項までの規定により提出した申告書については、なお従前の例による。

30　新租税特別措置法施行令第四十六条の十二第二項の規定は、施行日以後に提出する同条第一項の届出書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法施行令第四十六条の十二第一項の届出書については、なお従前の例による。

31　新租税特別措置法施行令第四十六条の十二第三項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第四十六条の十二第三項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

32　新租税特別措置法施行令第四十六条の二十一第二項の規定は、施行日以後に提出する同項の申告書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法施行令第四十六条の二十一第二項の申告書については、なお従前の例による。

33　新租税特別措置法施行令第四十六条の二十四第一項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第四十六条の二十四第一項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

34　新租税特別措置法施行令第四十六条の二十五第一項の規定は、施行日以後の適用日（租税特別措置法第八十九条第十六項に規定する適用日をいう。以下この項において同じ。）に係る新租税特別措置法施行令第四十六条の二十五第一項の申告書について適用し、施行日前の適用日に係る旧租税特別措置法施行令第四十六条の二十五第一項の申告書については、なお従前の例による。

35　新租税特別措置法施行令第四十六条の二十七第一項及び第二項の規定は、施行日以後にこれらの規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第四十六条の二十七第一項又は第二項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

36　新租税特別措置法施行令第四十七条の五第一項の規定は、施行日以後に提出する租税特別措置法第八十九条の二第六項の書面について適用し、施行日前に提出した同項の書面については、なお従前の例による。

37　新租税特別措置法施行令第四十七条の九、第四十八条の三並びに第四十八条の五第一項及び第四項の規定は、施行日以後にこれらの規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第四十七条の九、第四十八条の三又は第四十八条の五第一項若しくは第四項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

38　新租税特別措置法施行令第四十八条の八第一項及び第三項、第四十九条第二項及び第三項、第五十条第二項及び第五項並びに第五十条の二第二項及び第四項の規定は、施行日以後に新租税特別措置法施行令第四十八条の七第一項、第四十八条の八第一項、第四十九条第二項若しくは第三項、第五十条第二項若しくは第五項若しくは第五十条の二第二項若しくは第四項の規定により提出する申請書又は新租税特別措置法施行令第四十八条の八第三項の規定により提出する書類について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第四十八条の七第一項、第四十八条の八第一項、第四十九条第二項若しくは第三項、第五十条第二項若しくは第五項若しくは第五十条の二第二項若しくは第四項の規定により提出した申請書又は旧租税特別措置法施行令第四十八条の八第三項の規定により提出した書類については、なお従前の例による。

39　新租税特別措置法施行令第五十条の二第十一項の規定は、施行日以後に提出する租税特別措置法第九十条の六の二第三項の書類について適用し、施行日前に提出した同項の書類については、なお従前の例による。

40　新租税特別措置法施行令第五十条の二の二第一項及び第四項の規定は、施行日以後にこれらの規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第五十条の二の二第一項又は第四項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

41　新租税特別措置法施行令第五十一条の三第五項の規定は、施行日以後に提出する租税特別措置法第九十条の十五第二項の申請書について適用し、施行日前に提出した同項の申請書については、なお従前の例による。

（揮発油税法施行令の一部改正）

第九条　揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第三条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改め、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号中「氏名」の下に「、個人番号」を「含む」の下に「。以下この号において同じ」を、「価額」の下に「（個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額）」を加え、同項第三号中「あん分して」を「按分して」に改める。

第三条の二第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改め、同条第二号中「もどし入れ」を「戻入れ」に改める。

第三条の三第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第三条第二項第一号中「氏名、個人番号」とあるのは「氏名」と、「含む。以下この号において同じ」とあるのは「含む」と、「価額（個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額）」とあるのは「価額」と読み替えるものとする。

第五条の二第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改め、同項第三号中「添附する」を「添付する」に改め、同条第四項第一号及び第六項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

第六条第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

第八条第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（当該書類を税関長に提出する者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第十条の五第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。